

足助

伝建ガイドライン



伝建ガイドライン作成委員会



はじめに

足助の町並みは、住民の熱意と努力によって守られ、平成23年6月に重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）に選定されました。現在、住民と行政が一体となって、歴史的町並みを活かしながらまちづくりが進んでいます。

伝建制度がスタートし、生活環境の整備や町家の修理・修景が着実に進みつつありますが、まだまだ足助の町並みを守るための基準や補助制度について、住民の皆様には周知しきれていない現状があります。

そこで、平成24年7月にまちづくり部会、伝統的建造物群保存地区制度推進部会、足助町並み景観相談会の委員により構成される「伝建ガイドライン作成委員会」を発足し、住民と行政が共働で足助らしい町並み保存について議論を重ねてまいりました。

この冊子は足助らしい町家とはどのようなものか、また、増改築や新築を計画される場合の手順はどのようにすれば良いか、ということを知りやすくまとめたものです。

本書が足助の町並みの住まいづくりの手引書として広く皆様にご活用いただければ幸いです。

平成25年3月 伝建ガイドライン作成委員会



目次

- P1 はじめに
- P2 町並み保存の基本的な考え方
- P3 町並みの特徴・建物の特徴
- P7 伝建ビフォーアフター「足助家の夢」
- P8 足助家では・家族会議での意見
- P9 まず文化財課足助分室に相談しましょう
- P11 リフォームの計画をたてる前に
- P12 事業のスケジュール
- P13 調査・計画
- P14 設計
- P15 足助家のリフォームプラン
- P16 工事・監理
- P17 足助家の夢かなう
- P18 修理・修景・許可基準
- P19 補助制度
- P20 資料



町並み保存の基本的な考え方

町並み保存の基本的な考え方は、伝統的建造物群保存地区内の建物などについては、通り、足助川沿い、周囲の山などから見える部分の景観について特に配慮することとなっています。

具体的には町並みを保全するため、修理基準による伝統的建造物の修理と修景・許可基準によるその他の建造物などの修景に努めることです。また、修理・修景事業による建物の整備とともに住民の生活環境を改善したり、空き家等の活用を図り、若者や高齢者が住みやすい、生活感のあるまちづくりを行っていきます。

伝統的な建造物にあわせ軒のラインをそろえましょう

通りや川などから通常見えないところは住みやすく使いましょう



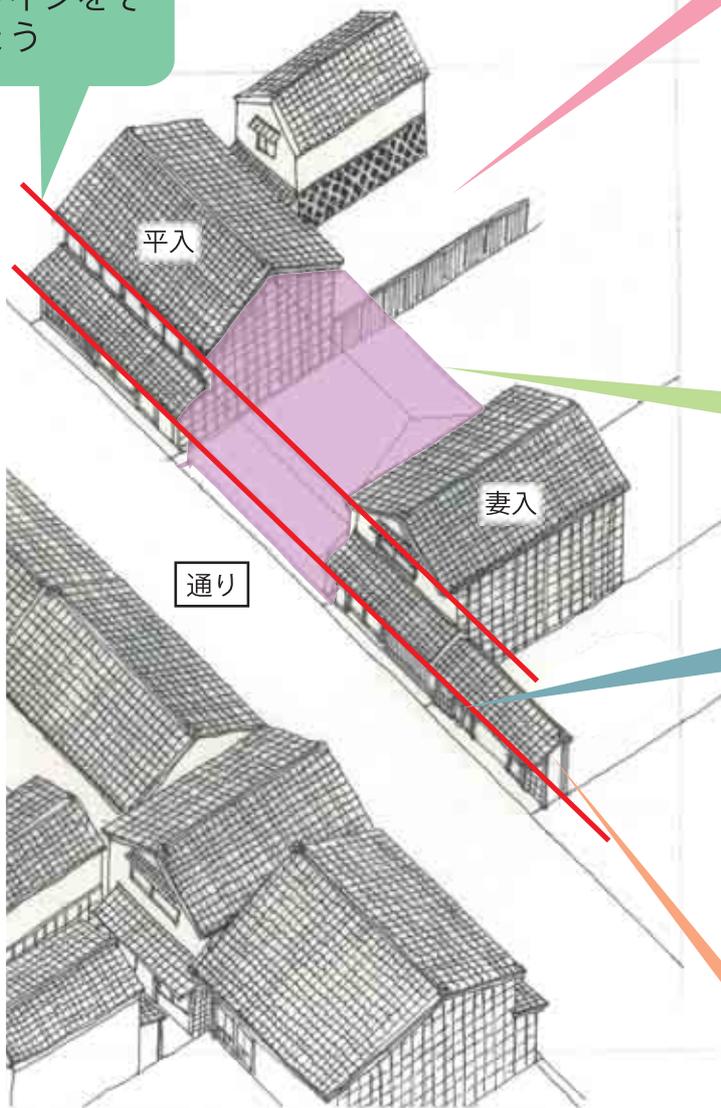
増改築は可能です

周囲と調和した建物をつくりましょう

伝統的な素材を使いましょう

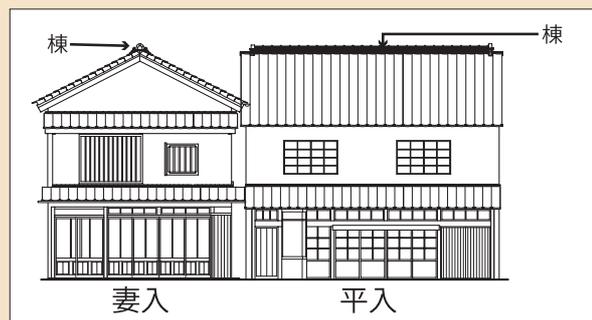
いぶし瓦、木製建具、土壁、板壁……

空き地になっているところは門塀で隠し、町並みを整えましょう



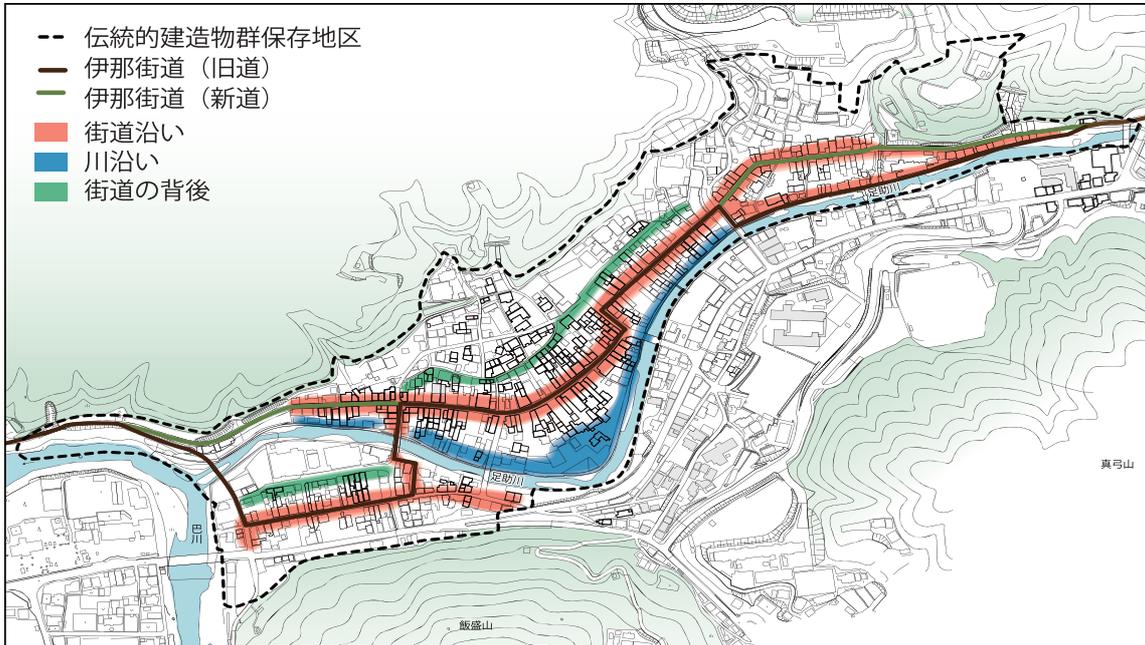
用語解説

- ◆平入とは
通りに対して建物の屋根の棟が平行なものをいいます。
- ◆妻入とは
通りに対して建物の屋根の棟が垂直なものをいいます。



町並みの特徴

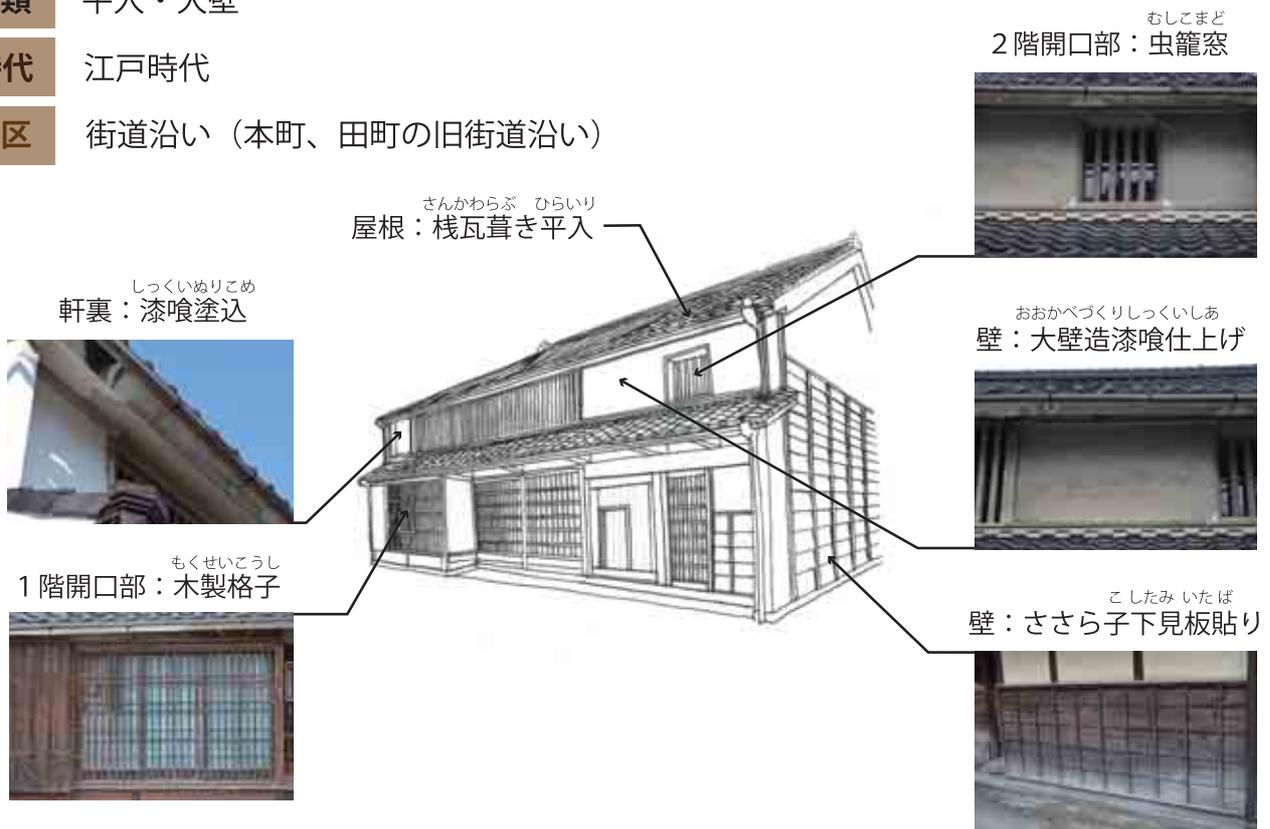
足助の町並みは、3つのエリアで特徴が異なります。伊那街道沿いは、重厚な町家が建ち並び意匠の意識が高い格子や建具が使われ、足助川沿いや伊那街道の背後は、居住の建物が多く比較的シンプルな意匠といえます。したがって、足助の特徴的景観を作っている伊那街道沿いは、最も景観を重視するエリアといえます。



街道沿いの建物の特徴

庇屋根以下は木部をあらわし、2階の壁面と軒裏を漆喰で塗込めているのが特徴です。

- 分類** 平入・大壁
- 時代** 江戸時代
- 地区** 街道沿い（本町、田町の旧街道沿い）



1階の庇屋根以下は木部をあらわし、2階の壁面と軒裏を漆喰で塗込めています。霧除が2階にも付くのも特徴です。

分類 妻入・大壁

時代 江戸時代

地区 街道沿い（本町、田町の旧街道沿い）

かいきりよけ さんかわらぶ
2階霧除：棧瓦葺き



さんかわらぶ つまいり
屋根：棧瓦葺き妻入



2階開口部：木製建具

しっくいぬりこめ
軒裏：漆喰塗込



1階開口部：木製建具

むしこまど
2階開口部：虫籠窓



1階開口部には格子、2階開口部は木製手摺が付いているのが特徴です。

分類 平入・真壁・高欄付

時代 江戸時代～明治期

地区 街道沿い（西町、新町、本町、田町）

そでかべ
2階壁面：袖壁

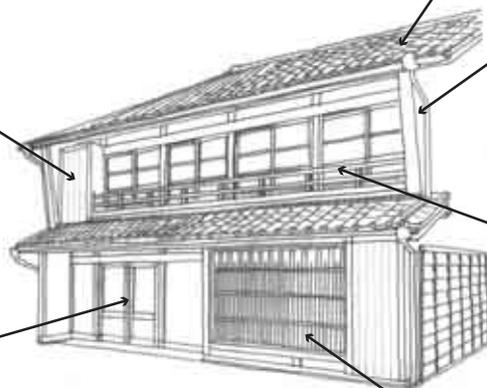


さんかわらぶ ひら入り
屋根：棧瓦葺き平入



2階底上：木製手摺

もくせいあまど とぼこ
2階開口部：木製雨戸・戸箱



1階開口部：木製格子

もくせいひきちがいど
玄関：木製引違戸



用語解説

◆大壁と真壁の違いとは
壁に囲われて柱が見えないものを大壁といい、柱が見えるものを真壁といいます。

川沿いの建物の特徴

川岸に石垣を築き、石垣から川にせり出すように座敷などが建てられ、2階開口部には手摺が付いているのが特徴です。

分類 真壁（川沿い座敷）

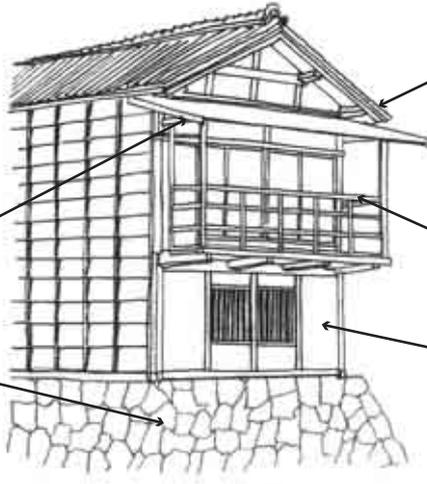
時代 明治～大正期

地区 足助川沿い

さんかわらぶ
屋根：棧瓦葺き



ひさし
2階開口部：庇



もくせいすり
2階開口部：木製手摺



ようへき いしづ
擁壁：石積み



しんかべづくりしっくいしあ
壁：真壁造漆喰仕上げ



街道の背後の建物の特徴

街道沿いとは違い開口部が少なく、シンプルな意匠が特徴です。

分類 真壁（街道の背後）

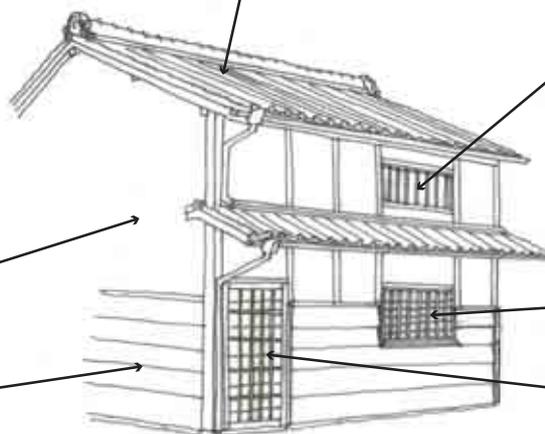
時代 江戸時代～明治期

地区 街道以外の通り沿い

もくせいこうし
2階開口部：木製格子



さんかわらぶ ひらりり
屋根：棧瓦葺き平入



おおかべしっくいしあ
壁：大壁漆喰仕上げ



もくせいこうし
1階開口部：木製格子



したみいたば
壁：下見板貼り



もくせいただぐ
出入口：木製建具



全域にみられる建物の特徴

柱や軒裏以外の正面は漆喰仕上げをしているのが特徴です。

- 分類** 真壁
- 時代** 明治期以降
- 地区** 全域

2階開口部：^{もくせいあまど とぼこ}木製雨戸・戸箱



^{さんかわらぶ ひらいら}屋根：^{さんかわらぶ ひらいら}棧瓦葺き平入



^{もくせいたてぐ}2階開口部：木製建具



^{のきうら}軒裏：軒裏あらわし



^{もくせいひきちがいど}玄関：木製引違戸



^{もくせいたてぐ}1階開口部：木製建具



外壁については、腰壁がささら子下見板貼りやなまこ壁で、2階は漆喰で仕上げています。2階開口部は瓦屋根庇が付くのが特徴です。

- 分類** 土蔵
- 時代** 江戸時代以降
- 地区** 通り沿い以外

^{こしたみいたば}壁：ささら子下見板貼り



^{さんかわらぶ つまいり}屋根：^{さんかわらぶ つまいり}棧瓦葺き妻入



^{かいきりよけ} ^{さんかわらぶ}2階霧除：^{さんかわらぶ}棧瓦葺き



^{という} ^{かなぐ}軒先：^{という}樋受け金具



^{かべ}壁：なまこ壁



^{しっくいしあ}土蔵扉：漆喰仕上げ



伝建ビフォーアフター「足助家の夢」

足助家は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された、豊田市足助伝統的建造物群保存地区の中にある築100年以上たっている家で、現在はおじいさんとおばあさんが2人で暮らしています。これから始まる足助家の夢と現実ストーリーをみなさまにもご覧いただきましょう。

お父さんとお母さんの夢

2人とも足助育ちで足助が大好きなので、足助まつりが楽しみ。今は豊田市の市街地に住んでいるが、将来は今の古い家を建て替えて足助に戻って住みたいし、子どもにも足助の良さを伝えたい。

おじいさんとおばあさんの夢

足助の町並みは日本一だと思っている。将来は息子や孫と思っている。一緒に住み、この先祖から引き継いでいる家に住んでもらえるようにしたい。

ぼくとわたしの夢

今、僕たちは豊田市の市街地の小学校に通っているけど、中学校はおじいさんとおばあさんのいる足助の学校に通いたい。



用語解説

- ◆重要伝統的建造物群保存地区（重伝建地区）とは
伝統的建造物を中心とした地区全体の歴史的環境を保存するため、市町村によって地区指定されたものの中から国にとって特に価値が高いと判断された地区のことをいいます。平成25年3月現在、全国で102地区が選定されています。
- ◆伝統的建造物とは
概ね築50年以上の建物で、歴史的な価値があると判断された建物のうち、建物の所有者から同意を得られたものをいいます。

足助家では

足助家では、孫の中学校入学をきっかけにして市街地に住んでいた息子家族が足助に戻ってきて同居することになりました。

おじいさんとおばあさんは、跡継ぎが戻ってきてうれしい反面、家のことを考えるといろいろな課題があり、不安もあります。

そこで、この機会に今の家をどうするか家族で話し合うことになりました。

家族会議での意見

お父さんの意見

今の家では住みにくいし便利な暮らしができないので、この家を壊して新築したい。

おじいさんの意見

この家は伝統的建造物に同意しているので壊すことはできない。今の家をきちんと修理して住み続け、この家を引き継いで欲しい。

お母さんの意見

友達やお客様に見えた方に自慢できるようなおしゃれな家にしたい。

おばあさんの意見

だんだん思うように体が動かなくなってきたので移動が楽な家にしたい。

ぼくの意見

家の傾きを直して窓がスムーズに開け閉めができて、トイレがきれいな家に住みたい。

わたしの意見

静かに勉強ができる自分の部屋が欲しい。

あーすけ(犬)の意見

伝建の制度はどんな内容なんだろう。今回は補助対象になるのだろうか。我が家は価値のある建物なんだろうか。

結局、家族会議ではまとまらなかったため、足助支所の中にある文化財課足助分室に相談することになりました。

文化財課足助分室 TEL 0565-62-0609

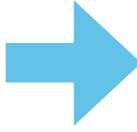
まず文化財課足助分室に相談しましょう

そこで、足助家は家族みんなで文化財課足助分室に相談に行きました。



お父さんの質問

今の家（伝統的建造物）を壊して新築することはできますか。



答え

伝統的建造物は、足助の町並みの中でも文化財としての価値の高い、重要な建物なので、壊さずに修理してください。

伝統的建造物には、修理基準という規制（P18 参照）がかかりますが、補助制度（P19 参照）を活用していただくこともできます。



おじいさんの質問

子どものころの家の面影は残すことはできますか。



答え

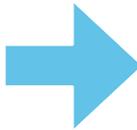
車庫や窓は外観に影響してきます。外観は規制の対象になりますので、修理・修景・許可基準に合うように整備してください。

修理・修景基準に合う場合は、補助制度を活用していただくこともできます。



お父さんの質問

家の中に車庫を作ることができますか。

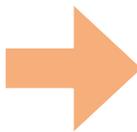


補助制度を活用しなければ何でもやっていいわけではないんだね。



お母さんの質問

家の中が明るく日当たりの良い大きな窓の家にできますか。



おじいさんの質問

傾いた家を直すことはできますか。



答え

建物の構造部分や耐震の工事を行うことはできます。また防火対策のための火災報知設備などを設置することもできます。

どちらも伝統的建造物の場合は、補助制度を活用していただくこともできます。



おばあさんの質問

耐震性能の高い安心して暮らせる家にできますか。





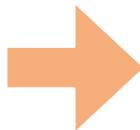
おばあさんの質問

家の中の段差を少なくしたり、階段や廊下に手摺をつけることはできますか。



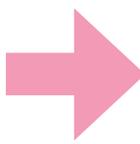
お母さんの質問

照明をいまどきのおしゃれなものを付けたり、おしゃれなシステムキッチンを入れることはできますか。



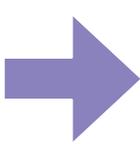
わたしの質問

広い家を仕切って自分だけの部屋にすることはできますか。



ぼくの質問

離れのトイレにいかないで済むように家の中にトイレができますか。



答え

建物の中の工事は、補助制度の対象にはなりませんが、規制の対象にもなりませんので、伝統的建造物でも住みやすいようにリフォームできます。



伝建制度や補助制度など、わからないことや困った時は文化財課に相談するといいいね。

用語解説

◆修理基準とは

伝統的建造物の外観を保存あるいは建てられた当時の姿に戻す場合に適用される基準をさします。本来の伝統的特徴を留めている伝統的建造物は、現状維持のための改修を行い、留めていないものは、過去の改修などの工事の痕跡や資料、あるいは伝建地区内にある同様の建物の伝統的形式を参考として改修を行うことを基本とします。

◆許可基準とは

伝建地区内の伝統的建造物以外の建物が対象で、外観に関わる増改築・新築などを行う時に最低限守らなければならない基準をいいます。

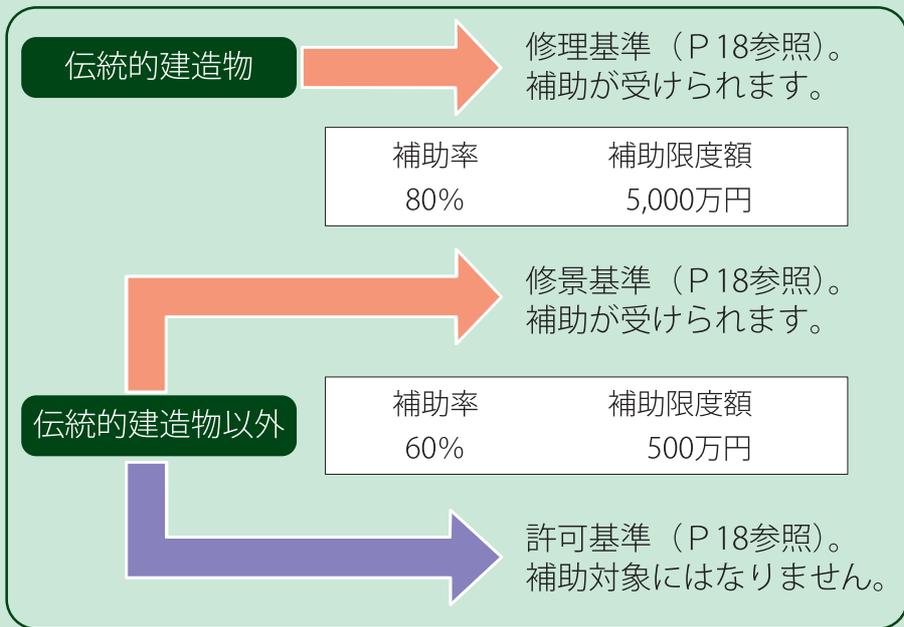
◆修景基準とは

伝統的建造物以外の建造物で許可基準を守ったうえで、伝統的工法を用いた工事を行うなど、より積極的に足助の町並みを守っていただく場合に適用される基準をさします。修景とは足助の伝統的な特徴に合せて増改築や新築を行う工事をいいます。

リフォームの計画をたてる前に

該当する規制を確認してください。

規制は
3種類ある
けど、あなた
の家は？



補助制度については、必ず注意事項（P19参照）を確認してください。

補助を受ける場合

設計士を決めてください。

設計士に
頼むのはなぜ？



建物の調査や補助金交付申請に必要な図面などの資料作成、工事の監理は専門の設計士でないとできません。必ず設計士に依頼してください。



- どの設計士に頼んでいいかわからない場合は、足助商工会に相談してください。（無料）
- 契約は翌年度の補助金交付決定通知が出てから行ってください。

ポイント

家を新築するときやリフォームするときは、文化財課足助分室に確認してください。

- 伝建制度の規制のこと
- 補助制度のことや補助事業の実施年度のこと
- 足助の町並みのこと



事業のスケジュール

時期	補助を受ける場合	事業内容	補助を受けない場合（随時）
	文化財課に相談 まず、相談してください。	調査 (P 13)	文化財課に相談 まず、相談してください。
2月	意思決定 事業を実施するか決めてください。		
3月	補助事業の事前申請 伝建かわら版でお知らせします。		
5月	文化財課と協議 修理・修景の方針、工事の内容、予算などを確認します。	計画 (P 13)	
6月	補助事業の優先順位決定 伝建審議会を経て決定します。 最終決定		
9月	足助町並み景観相談会に相談	設計 (P 14)	足助町並み景観相談会に相談
10月	現状変更行為許可申請提出・許可決定 補助金交付申請提出 実際に工事で行う内容で提出してください。		現状変更行為許可申請提出・許可決定
翌年 4月	補助金交付決定 設計監理契約		
5月	工事発注 変更のあるとき 足助町並み景観相談会に相談 補助金交付変更等承認申請提出 現状変更行為変更許可申請提出・許可決定	工事・監理 (P 16)	工事発注 変更のあるとき 足助町並み景観相談会に相談 現状変更行為変更許可申請提出・許可決定
9月・ 11月	補助金交付変更等決定		
2月	工事完了 現状変更行為完了届出書		工事完了 現状変更行為完了届出書
3月	完了報告書		
	補助金交付額確定通知書 補助金交付		

調査

計画・設計を行うために必要な調査を行います。

調査の準備

調査の前に昔の建物がわかるものや歴史に関する資料を探してください。

〔昔の写真（人が写っていてもOK）、図面、絵図、棟札など。〕

調査の実施

修理の場合

建物の歴史調査（建物の痕跡、資料、聞き取りなど）を行ってください。土台、柱、小屋組などを調べ、建物が改造されているかを調べてください。

修理以外の場合

周囲の建物や以前この場所に建っていた建物などの調査を行ってください。

計画の前に行うこと

- ・建物の所有者と使用者が異なる場合は、事前に所有者に承諾を得ておいてください。
- ・建物と土地の所有者が異なる場合は、事前に土地の所有者と調整しておいてください。
- ・資金計画について整理しておいてください。
- ・工事期間中の仮住まいについても検討してください。

計画

どのように建物を修理・新築・増改築するかの方針を決定します。

基本設計を行うときは、次のことに配慮してください。

建物の外観・構造等

- ・町並み保存の基本的な考え方（P2 参照）
- ・町並みの特徴（P3 参照）
- ・建物の特徴（P3～P6を参照）

居住者の状況等

- ・居住形態（店舗、住居など）
- ・生活状況（家族構成など）

修理の場合

- ・痕跡調査に基づき、もともと建てられたときの建物の状況を把握します。
- ・住む人の居住状況や生活状況をふまえ、修理の方針、修理内容を検討し、復原方法を計画します。
- ・現状で復原できない部分がある場合は、将来的に復原できる工法を採用します。

復原する建物を把握するのはなぜ？

復原する建物を把握することによって、改変されていても将来どのように復原すれば良いかがわかり、現在の生活様式にあわせた修理を行うことができるからです。

用語解説

◆棟札とは

家屋を建てたり修理したときに、施主や施工者の名前や施工した年を書いた細い板で、棟上式のときに棟木などへ取り付けられています。

◆復原とは

特定の時代（もともと建てられたとき）の建物の状態に戻すことをいいます。

設計

計画に基づいて、具体的な設計を行い、工事に必要な手続きを行います。

足助町並み景観相談会

- ・工事を行う場合は、事前に町並み景観について相談・協議をしていただきます。
詳しいことは、足助支所地域振興担当（TEL 0565-62-0601）で確認してください。

現状変更行為許可申請

- ・伝統的建造物群保存地区内で修理・修景事業等を行う場合に必要の手続きです。
- ・足助町並み景観相談会で承認されてから申請してください。

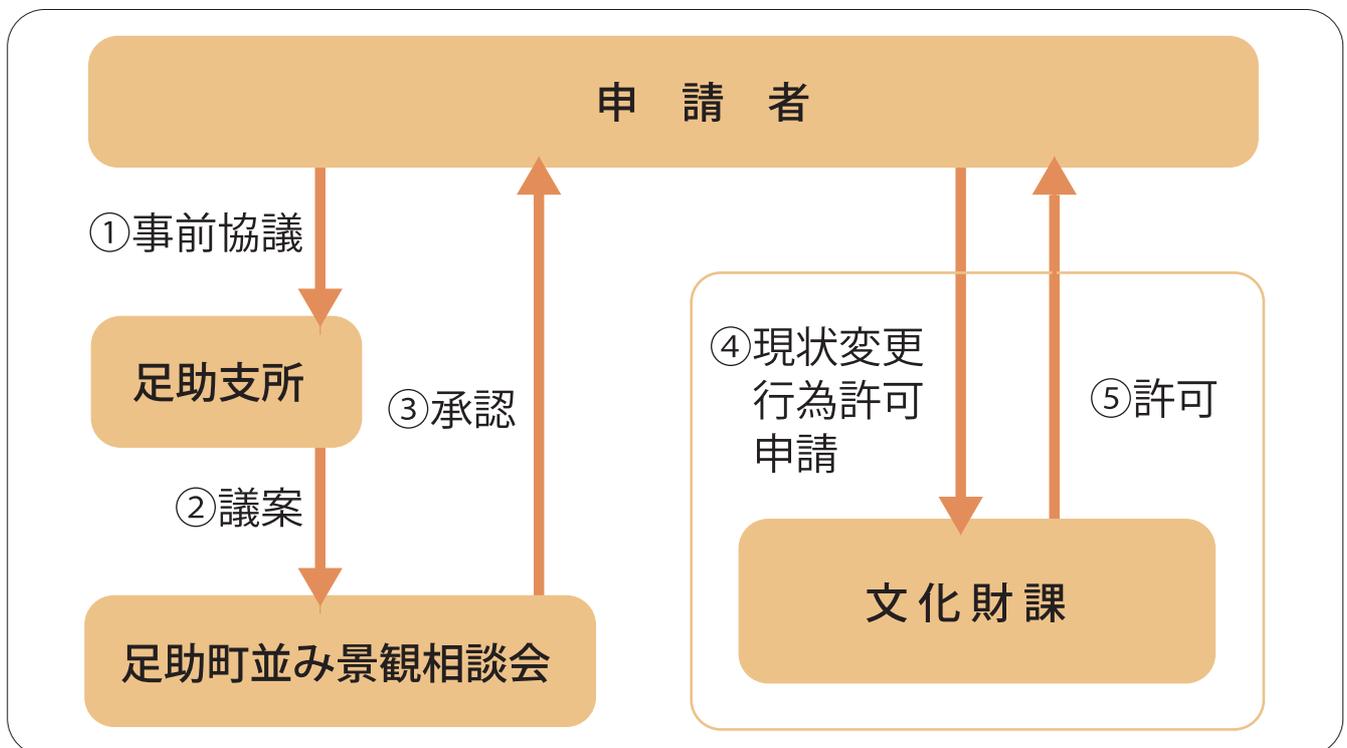
申請に必要な書類

- ・付近見取図
- ・敷地内配置図
- ・設計図及び設計仕様書
- ・その他教育委員会が必要と認める書類

補助を受ける場合

補助金交付申請

- ・補助事業を行う場合に必要の手続きです。
 - ・必ず提出期限を守ってください。
- ※補助金交付申請に必要な書類は(P19)を参照してください。



用語解説

◆足助町並み景観相談会とは

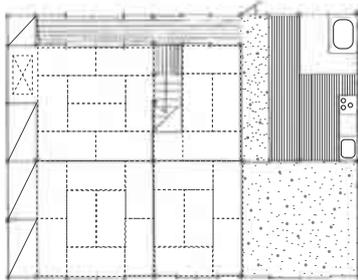
地元住民、足助商工会、足助観光協会、愛知県建築士事務所協会豊田支部、景観アドバイザーで組織され、伝建地区だけでなく足助町全体の景観について審議し、より良い景観となるようアドバイスをを行っています。

足助家のリフォームプラン

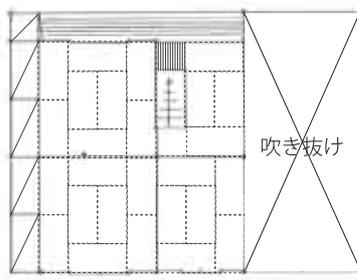
外観は昔の写真や建物の痕跡によって復原するとともに構造にも手をいれ、耐震性能を上げました。内装は3世代家族が暮らしやすいようにプランがたてられました。

リフォーム前

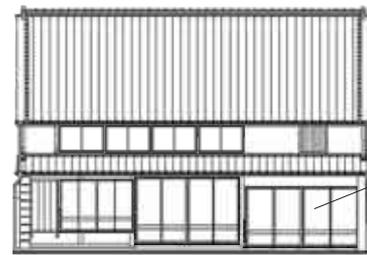
トイレ離れ



1F



2F



アルミサッシ

リフォーム後

階段に手摺がつくね。



1F

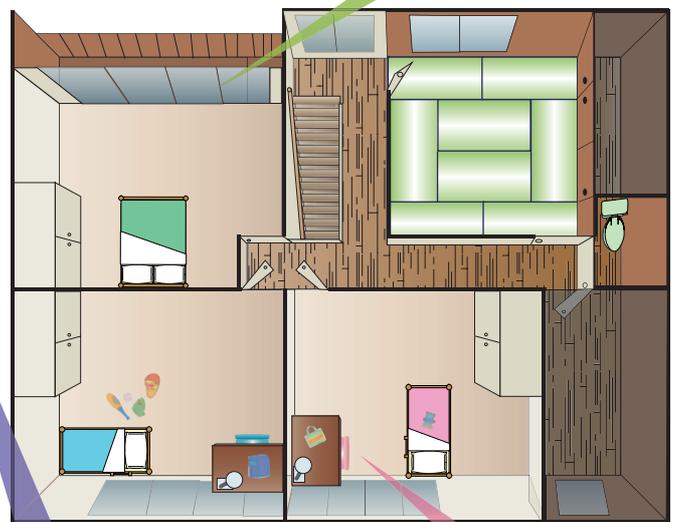
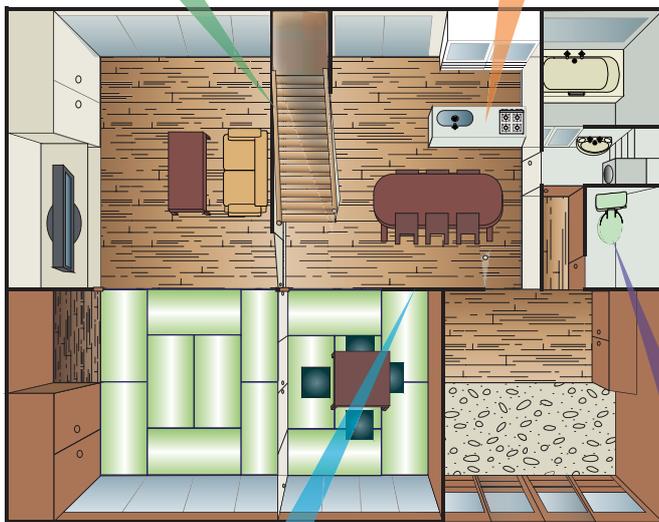
システムキッチンになるね。



街道からは見えない寝室では、大きな窓に変わり、部屋が明るくなるね。



2F



耐震性能もしっかりしてるね。



離れのトイレが家の中にできるね。

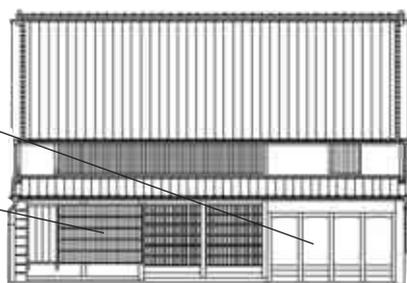


静かに勉強ができる自分の部屋だね。



昔の写真をもとにアルミサッシから木製建具に復原する

建物の調査により格子を復原する



子どものころに住んでいた家のようなだね。



- ・外観は格子を付けたリ建具をアルミサッシから木製建具に復原
- ・耐震工事
- ・内装工事

工事・監理

業者選定

- ・工事業者を決めてください。
- ・伝統工法の工事ができる大工のいる業者に依頼してください。
- ・どの工事業者に頼んでいいかわからない場合は、足助商工会に相談してください。(無料)

工事発注

- ・現状変更行為許可決定通知が出てから契約・工事開始してください。

補助を受ける場合

- ・補助金交付決定通知が出てから契約・工事開始してください。通知前に工事を行った場合、補助対象になりません。
- ・発注は、補助金交付申請の内容に基づいて契約し、原則入札を行うなど適正な価格で契約してください。

変更のあるとき

次のようなときは、工事を中止し、変更の工事を行う前に変更の手続きを行ってください。

- ・設計の変更を行うとき。
- ・修理で新たな痕跡が発見されたとき。

変更手続き

- ・足助町並み景観相談会

- ・現状変更行為変更許可申請

申請に必要な書類

- ・付近見取図
- ・敷地内配置図
- ・設計図及び設計仕様書
- ・その他教育委員会が必要と認める書類

補助を受ける場合

- ・補助金交付変更等決定通知が出てから変更分の工事を行ってください。通知前に工事を行った場合、補助対象になりません。

※補助金交付変更等承認申請に必要な書類は P19 を参照してください。

完了したとき

工事が完了したら**完了届出書**を提出してください。

完了届出書に必要な書類

- ・現場写真
- ・竣工図
- ・その他教育委員会が必要と認める書類

補助を受ける場合

- ・工事業者に工事代金を支払った後で完了報告書を提出してください。
- ・補助金交付額確定通知書を発行後、補助金が交付されます。

※完了報告書に必要な書類は P19 を参照してください。

足助家の夢かなう

修理工事が無事に終わり、3世代同居の暮らしが始まりました。

お父さん
防犯設備も入り、
耐震工事もできて安
心して住めるよう
になった



わたし
自分の部屋が
できて安心して
勉強できるよう
になった



おばあさん
工事中は大変だった
けど、バリアフリーの
家になって安心して移
動できるようになった
し、家の傾きも直って、
隙間風もなくなり窓の
開け閉めも楽になった



**あーすけ
(犬)**
観光客が写真を撮って
くれるようになって、一
緒に撮ると頼まれるよ
うになった



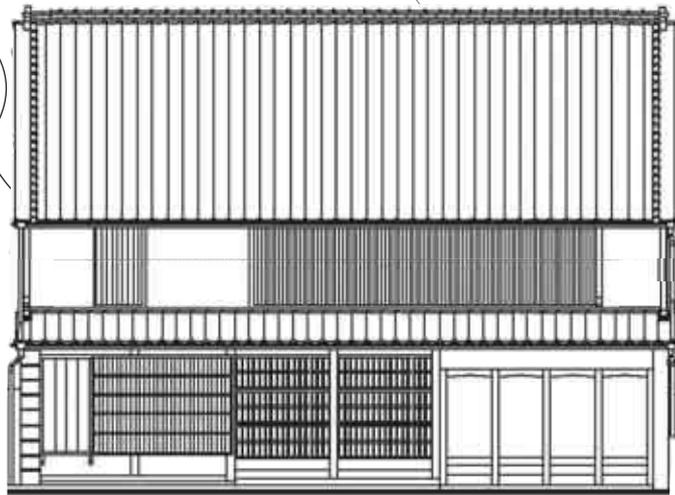
おじいさん
子どものころの懐
かしい家がよみが
えったし、孫とも住
めるようになってう
れしい



お母さん
部屋の中が明るく
なったし、おしゃれな
システムキッチンが
入って毎日の調理が楽
しくなった



ぼく
家の中にきれい
なトイレができて
よかった



修理事例



施工前



施工後

修理・修景・許可基準

修理・復旧基準

		修理・復旧基準（補助対象）	
		修理基準：伝統的建造物の修理に係る基準	復旧基準：環境物件の整備に係る基準
建築物	位置／高さ／構造	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	意匠 屋根／庇 建具／色彩	空調室外機などの建築設備は原則、通り（注1）から見えない場所に設置する。やむなくこれが適わない場合には、足助の歴史的町並みの景観を損なわない配置、規模及び形状とし、目隠しや格子による囲いを施す等の修景を行う。	
工作物	建築設備	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	門・塀・垣等	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	石造物等	伝統的、時代的な特性の維持もしくは復旧を図るため、本来の伝統的特徴を留めているものに関しては現状維持のための修理を行い、変更されているものに関しては復元的修理を行うことを基本とする。	
	自動販売機等 駐車場		
土地の形質変更 空地			
木竹の伐採			
環境要素	樹木・庭園等	自然物については、原則として現状維持（樹勢回復を含む）又は同種による旧状の復旧とする。 その他の物件及び土地については、原則としてその位置・形質・形状・形態の維持又は復旧とする。	
その他	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・復元的修理については、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の指導に基づくものとする。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市教育委員会が付加した条件に従うものとする。 	

注1) 通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

修景・許可基準

		修景基準（補助対象）	許可基準	
		保存地区内で新築又は伝統的建造物以外の建造物の増築等を行うに際し、推進すべき基準	保存地区内で建築行為等を行うに際し、遵守すべき基準	
敷地	規模及び形状	同右	既存の地形や建物配置を著しく変更することなく、現在の状況を活かした利用を図る。	
	壁面の位置	同右	通り（注1）に面する建築の壁面の位置は、周囲の伝統的建造物と合わせる。	
建築物	構造等	原則、在来木造工法とすること。 街道（注2）に面する建築物は、街道に面して出入口を設けること。ただし、付属屋はこの限りではない。	足助の歴史的町並みを損なわない構造とする。	
	高さ	同右	原則、高さは10m以下、主たる通り（注3）から2階建以下とし、周囲の伝統的建造物と調和を図る。	
	屋根	形式	同右	原則、切妻とする。
		勾配	同右	4.5から6寸勾配とし、周囲の伝統的建造物に合わせる。
		材料	原則、いぶし瓦とする。	原則、棧瓦葺とする。
		色彩	同右	原則、無彩色とし、明度4以下とする。
	庇（ひさし）	街道に面する庇は、いぶし瓦の棧瓦葺とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	外壁	原則、漆喰塗り又は伝統的な板張りとする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	建具等	原則、通りに面する建具は木製とする。	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	外部土間（道路と建物の間の空地）	同右	足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠、色彩とする。	
	樋	同右	原則、艶なしの黒色又は茶系色とする。ただし、銅製とする場合は、素地色とする。	
建築設備	同右	空調室外機などの建築設備は原則、通りから見えない位置に設ける。やむを得ず見える位置に設ける場合は、木格子の囲いなどを設け、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。		
屋外広告物	木製、銅製等伝統的な素材とし、足助の歴史的町並みに調和した規模、意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みに調和した規模、材質、意匠、色彩とする。 原則、自家用の広告板とし、一階底の上を除き設置しない。		
工作物	門・塀・垣根等	位置 規模	同右	周囲の伝統的建造物が形成する町並みの連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造 意匠等	原則、木造とする。また、漆喰塗り、板張り等、伝統的な素材を用い、足助の歴史的町並みに調和した意匠、色彩とする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩とする。
	擁壁	位置 規模	同右	周囲の伝統的な石垣が形成する景観の連続性、一体性を損なわないようにする。
		構造 意匠等	原則、周囲の伝統的な石垣に倣った石積みとする。	足助の歴史的町並みを損なわない構造、材質、意匠、色彩等とする。
石造物		足助の歴史的町並みを損なわない材質、意匠等とする。		
自動販売機等		木格子の囲いを設ける、周辺に調和した低彩度及び低明度の塗装を施す等、足助の歴史的町並みを損なわないための措置を施す。		
駐車場、 車庫（屋根付駐車場）	通りに面して駐車場を設置する場合は、上記工作物の修景基準に倣った門、塀等を設けて車両を見えにくくする。 車庫は、上記の建築物の修景基準に従う。	通りに面して駐車場、車庫を設置する場合は、上記工作物の許可基準に倣い、門、塀、扉等を設けて車両を見えにくくする。		
土地の形質の変更		現況の地形を可能な限り活かし、行為後の状態が足助の歴史的町並みを損なわないようにする。		
木竹の伐採		伐採後の状態が、足助の歴史的町並みを損なわないようにする。		
環境要素	樹木・庭園等		足助の歴史的町並みの景観を損なわないようにする。	
その他	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・増築の場合、既存部分が伝統的建造物であれば、その特徴を踏襲する。 ・建築物の一部を自動車車庫の用途に供する場合は、建築物の扱いに従う。 ・この基準に拠り難い特段の事由がある場合は、別途定める要領及び足助町並み景観相談会、豊田市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を踏まえ、豊田市教育委員会が付加した条件に従うものとする。 		

注1) 通りとは、足助川沿いの歩道を含む全ての通りを指す。

注2) 街道とは、図4に示す旧伊那街道及び明治中期に新たに敷設された新道を指す。

注3) 主たる通りとは、主たる玄関に面する通りとする。

補助制度

補助率と補助限度額

	補助率	補助限度額
修理基準による修理	80%	5,000万円
修景基準による修景	60%	500万円



注意事項

- ①市税を滞納している場合、補助事業の申し込みができません。
- ②伝統的建造物にかかる補助を受けてから10年間経過していない建造物は原則、補助の対象とはなりません。
- ③過去に建造物に他の補助を受けている場合は、補助の対象とならないことがあります。
- ④建物や土地の所有が申請者と異なる場合、または、複数の所有者がいる場合には、すべての所有者の同意を得てください。
- ⑤同一棟の建物を複数の方で所有している場合、すべての所有者に、同意を得てください。
- ⑥補助金交付申請後に工事費の増加があった場合には、予算の状況等により希望に添えないことがあります。
- ⑦外観について許可基準を満たさない部分があり、その部分を修理・修景しない場合には、原則補助対象物件に選定されません。
- ⑧補助金交付申請書の作成にあたり、図面や設計書など専門的な図書の添付が必要となります。設計業務と工事監理業務を設計士に依頼してください。
- ⑨設計業務や工事監理委託業務についても補助の対象となりますが、補助金交付決定以降に契約を交わしたものが補助対象となります。
- ⑩伝統的建造物の修理は文化財的な修理を行いますので、参考のため昔の写真や文書などの貸与をお願いします。また、建造物の現地確認も行います。
- ⑪補助金交付申請書の締切日までに、申請書および添付書類を揃えて提出できない場合は、受付できません。
- ⑫補助金を受けて修理・修景を行った場合には、補助事業完了から10年間は改造や取り壊しができません。完成後に改造が発覚した場合には、補助金の返還もしくは、是正をしていただきます。
- ⑬補助事業は、年度をまたぐことができません。工事の期間は交付決定から原則2月末までに終了してください。
- ⑭交付決定日より前に工事を始めた場合には、補助対象になりません。
- ⑮事業完了時に、必要な書類が提出できない場合（例：工事写真の撮り忘れ）、補助金の交付ができません。
- ⑯申請内容と実際が異なる場合や虚偽の申請がわかった場合には補助金の返還もしくは、工事のやり直しをお願いします（他の伝建地区で工事やりなおしの例がありました）。申請時から変更する場合には、速やかに手続きをしてください。
- ⑰補助金は、完了報告書提出後に行う完了検査の結果をもって交付されます。
- ⑱工事期間中に相続や所有権の移転が発生すると補助金の交付に支障が発生する可能性があります。
- ⑲申請内容（図面などの工事内容）は、伝建審議会、足助町並み景観相談会や伝建部会で諮ることとなります。提出していただいた書類は会議での資料とさせていただきます。なお、委員には守秘義務があり情報は守られます。

補助を受ける場合に必要な書類

補助金交付申請

- ・ 付近見取図又は位置図
- ・ 所有者の同意書
（所有者と申請者が異なる場合）
- ・ 配置図
- ・ 現状カラー写真
- ・ 現状変更行為許可申請の写し
- ・ 設計図及び仕様書
- ・ 市税の完納証明書
- ・ 設計書又は見積書
- ・ 団体の場合は団体調書及び役員名簿
- ・ 事業計画書
- ・ その他市長が必要と認める書類

補助金交付変更等承認申請

- ・ 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- ・ その他市長が必要と認める書類

完了報告書

- ・ 竣工図及び実施設計図書
- ・ 施工業者の事業完了届けの写し
- ・ 補助事業の実施を記録したカラー写真
- ・ 事業実績書
- ・ 補助事業の実施に関する契約書等の写し
- ・ その他市長が必要と認める書類
- 又は費用の支払を証明する書類

足助伝建ガイドライン

平成25年3月発行

編集 伝建ガイドライン作成委員会

豊田市教育委員会教育行政部文化財課足助分室

発行 豊田市教育委員会

〒444-2424 豊田市足助町宮ノ後26-2（文化財課足助分室）

TEL 0565-62-0609

E-mail:bunkazai-asukebunshitsu@city.toyota.aichi.jp

